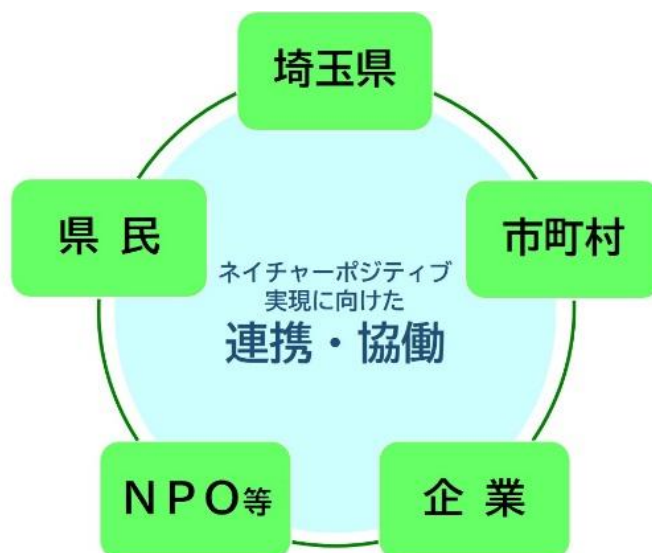


第5章 各主体に求められる役割

県戦略は、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、県の主な取組について取りまとめたものです。

しかし、その目標達成には、県だけではなく、市町村、企業、NPO等、県民といった各主体が連携・協働を図りながら取組を推進することが必要です。



各主体の連携・協働イメージ図

○ 県

- ・県は、県戦略の実現に向け、各主体と連携し、生物多様性保全施策を推進します。
- ・県が主体で実施する事業においては生物多様性保全の視点を常に取り入れるとともに、物品等購入にあたってはグリーン購入*を推進します。
- ・県有施設等の自然共生サイト認定に努めます。
- ・市町村に対しては、各地域の実情を踏まえた生物多様性地域戦略の策定に向けた働きかけと支援を行います。
- ・各主体に対し、様々な機会をとらえて、生物多様性保全に関する普及・啓発に努めます。特に、企業に対しては、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた普及・啓発や支援に努めます。
- ・「地域連携保全活動支援センター」の機能を有する「埼玉県生物多様性センター」においては、生物多様性保全団体等の活動への協力や支援を行います。また、生物多様性保全に関する情報の収集・管理・発信、調査研究、教育・普及啓発にも取り組みます。

*グリーン購入：購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。

○ 市町村

- ・市町村は、生物多様性国家戦略や県戦略と協調し、地域の特性を生かした生物多様性地域戦略の策定を進め、地域住民、地元企業やNPO等と一体となって、各々の地域特有の生物多様性の保全に向けた具体的な取組を推進することが期待されます。
- ・地域住民や地元企業の生物多様性に対する理解を深めるため、環境学習や普及・啓発の充実を図ることが期待されます。
- ・地域住民等が行う生物多様性保全活動を積極的に支援することが期待されます。

○ 企業

- ・企業は、事業活動が生物多様性からの恵みに支えられていることを念頭に、原材料の調達などにおいて生物多様性に配慮した選択を行うとともに、事業活動全般において生物多様性保全のための社会的責任や社会貢献を果たし、生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する等、その事業活動のあり方をネイチャーポジティブ経済に移行していくことが期待されます。
- ・ビジネスを持続可能なものにしていくためにも、従業員、地域住民、消費者、NPO等、市町村や県と協働した生物多様性の保全活動が期待されます。併せて、生物多様性保全に関する情報の積極的な公表も期待されます。
- ・多様な動植物の生息地・生育地となっている敷地内緑地や社有林について自然共生サイトやOECMとして管理することでの生物多様性保全への寄与も期待されます。

○ NPO等

- ・生物多様性の保全に関わっているNPO等の団体は、地域の実情に応じた生物多様性保全活動等を引き続き行うことが期待されます。
- ・これまでの保全活動や自然観察会などを通じての豊富で専門的な知識や経験を活かし、他の実施主体と協働して、地域におけるリーダー的な役割を果たすことや行政と地域（県民）をつなぐ中間支援組織としての役割を果たすことが期待されます。
- ・広く県民に保全活動等への参加の機会を提供し、生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の県民への浸透を担う役割も期待されます。
- ・生物多様性に配慮した生産・サービスなどの活動を行う企業を、そのような商品・サービスを求める消費者につなぐことが期待されます。

○ 県民

- ・県民一人一人が、旬の食材を「味わう」、自然環境や生物に「ふれる」、自然のすばらしさを「伝える」といった自然の恵みがもたらす生態系サービスを通じて、自ら生物多様性を体感し、命の連鎖と多くの生物との共生を認識することで、生物多様性保全の大切さを理解し、価値観と行動を変革することが期待されます。
- ・保全活動や自然観察会への積極的な参加により、生物多様性保全の必要性を実感することが期待されます。
- ・生物多様性の必要性を子供達や周囲の人々に伝えることが期待されます。子供達への伝達や体験の場として、学校など教育の場を活用することも有効です。
- ・生物多様性に配慮した商品・サービスの選択や省エネルギー型のライフスタイルの実践など、生物

多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境負荷の少ない行動が期待されます。生物多様性に配慮した商品・サービスの選択は、生物多様性保全に積極的に取り組む企業を間接的に支援することにもつながります。

・「MY行動宣言」(64 ページのコラム8を参照)を始め、身近にある生物多様性を守るためにできることに取り組むことが期待されます。

【コラム 19：身近にある！生物多様性を守るために私たち一人一人ができること】

身近にある生物多様性を守るために私たちができることの例を紹介します。
コラム 8 で紹介した「MY 行動宣言」と併せて、できることから取り組んでみませんか。

学ぼう

○興味を持った事柄について調べ、深掘りしてみましょう。

県では、自然や生きものについて知ったり、学ぶことができる様々なコンテンツを用意しています。



▲「県環境科学国際センター」HP



▲「県生物多様性情報プラットフォーム」HP



▲「『みどりと生き物』の学習コンテンツ」HP

野生動植物との適切な関わり方を守ろう

○エサを与えないようにしましょう

野生動物にエサを与えると、自然の中で自らエサを探す力が弱まったり、本来の生息地以外に棲み付いたりして、生態系へ悪影響を及ぼします。屋外に放置したペットフードや収穫せず放置した果樹などにより、気づかずにエサを与えてしまっている可能性もあります。

○珍しい野生動植物の捕獲・採取は止めましょう

珍しい野生動植物を見つけたからといって、捕獲・採取して持ち帰ると生態系のバランスを崩すことになりかねません。その場での観察にとどめましょう。

外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守ろう

○捕獲や採取した野生動植物を他の地域に放したり、植えたりすることは止めましょう

日本にもともと生息している動植物であっても、全国に生息しているとは限らず、また、同じ種類の動植物であっても、それぞれの地域で独自に進化した遺伝子があります。捕獲や採取した動植物を他の地域で放したり、植えたりすると、地域の生態系に影響を与えてしまうおそれがあります。

○ペットは最後まで大切に飼育しましょう

かわいいペットも、野生化すると生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、決して逃げられたり捨てたりしないようにしましょう。飼う前には寿命、成長後の大きさ、習性、性格などを調べ、本当に最後まで飼うことができるかよく検討しましょう。

○庭を緑化する際は在来植物を選びましょう

「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」を参考にしてください。



▲「緑化木選定基準」HP

【関連項目】 64 ページ「【コラム 8：今すぐ実践！生物多様性を守るための5つのアクション～MY 行動宣言～】」
87 ページ「第 5 章 各主体に求められる役割」 他